

2011年8月16日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第184号)

国家外貨管理局、 外商投資性会社の再投資に係る規定を公布 ～配当収入による再投資に増資手続を義務付けへ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年3月29日付で、『外商投資性会社の再投資に関連する出資払込検査の照会に係る問題のオペレーションガイドライン公布についての通達』(匯資函[2011]7号、以下、『7号通達』という)を公布しました。『7号通達』は外国投資家が設立した投資性会社(以下、「投資性会社」という)が、中国国内で得た合法的所得を使用して再投資を行う場合に、所得を資本に組み入れた後、つまり増資手続を行った後に再投資を実施するように義務付けています。従来、投資性会社が投資先子会社からの配当金などを使用して再投資を行う場合、増資手続を踏むことなく、直接、再投資を実施することができましたが、『7号通達』の施行後は、増資に係る許認可手続が必要になるとともに、新たな税コストが発生する可能性があるため、留意が必要です。

『7号通達』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 投資性会社の合法的所得による再投資に増資手続を義務付け

『7号通達』では投資性会社が中国での合法的所得を利用して再投資を実施する場合、外貨管理局は、事前に当該所得を登録資本に組み入れる旨の認可書を発行すると規定(第1条)。また投資性会社に対しても、合法的所得によって増資を行った後に、再投資に係る手続を行うように要求しています(第2条)。

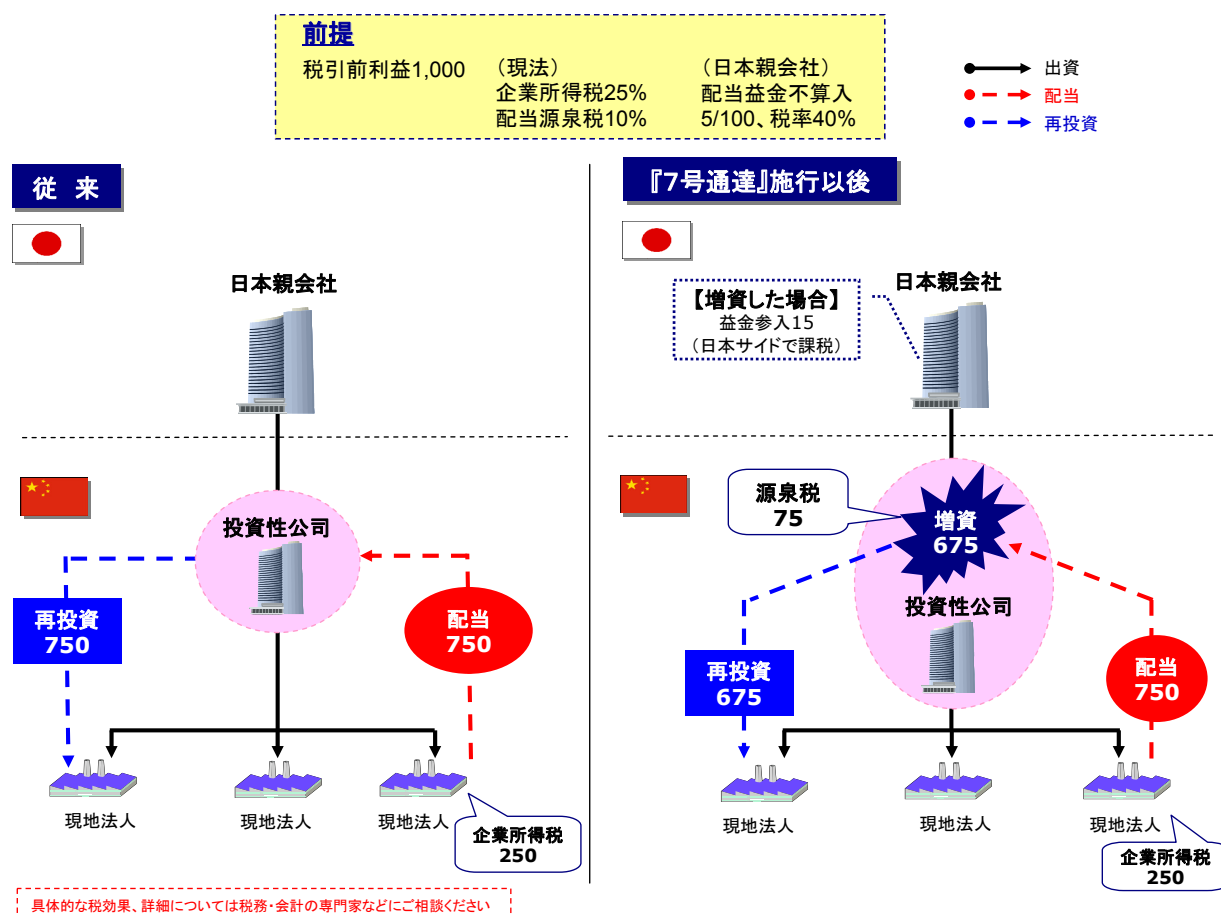
『7号通達』

1. 『商務部の外商投資による投資性会社設立に関する補充規定』(商務部令[2006]第3号)の関連規定に基づき、外商投資性会社が国内の合法的所得(人民元利益、減資、清算、資本撤退、持分譲渡、投資先行回収もしくはその他の合法的国内所得等を含む)を使用して国内企業への再投資を実施する場合、すべて、外商投資性会社所在地の外貨管理局は事前に、国外投資家による人民元利益等の国内の合法的所得を使用した当該会社の登録資本増加に係る資本項目外貨業務認可書を発行する。
2. 外商投資性会社は国内の合法的所得を登録資本に組み入れて増資を行った後、関連法規に基づき国内企業への再投資を行うことができる。

『7号通達』のこの措置により、投資性会社が投資先子会社からの配当金などを使用して再投資を行う場合に、従来は必要なかった投資性会社の増資手続が新たに義務付けられ、再投資に係る事務手続が煩雑化。また投資性公司による合法的利益の登録資本への組み入れは、投資性公司が当該利益を国外親会社へ配当した後に増資したものと見なされるため、中国では配当源泉税が課税されます¹。

例えば図表1のように、日本親会社が中国にした投資性公司が、その投資先子会社からの配当金を利用して再投資を実施する場合、従来であれば投資先子会社の所得に対して企業所得税（基本税率：25%）が課せられるのみでした。しかし『7号通達』の施行以降は、投資性公司の増資手続が義務付けられたことに伴い、配当金に係る源泉税（税率：10%）を納付した後に再投資を実施しなければならず、税負担が増加し、再投資に利用可能な資金も減少しています。さらにこのケースのように日本親会社が直接、中国に投資性公司を設立している場合、投資性公司の増資に伴い、日本国内において中国子会社の配当に係る益金参入の影響を受けるなど²、新たな税コストが増加する可能性が高いため、留意が必要です。

【図表1】『7号通達』施行に伴う投資性公司の再投資スキームの変化(例)



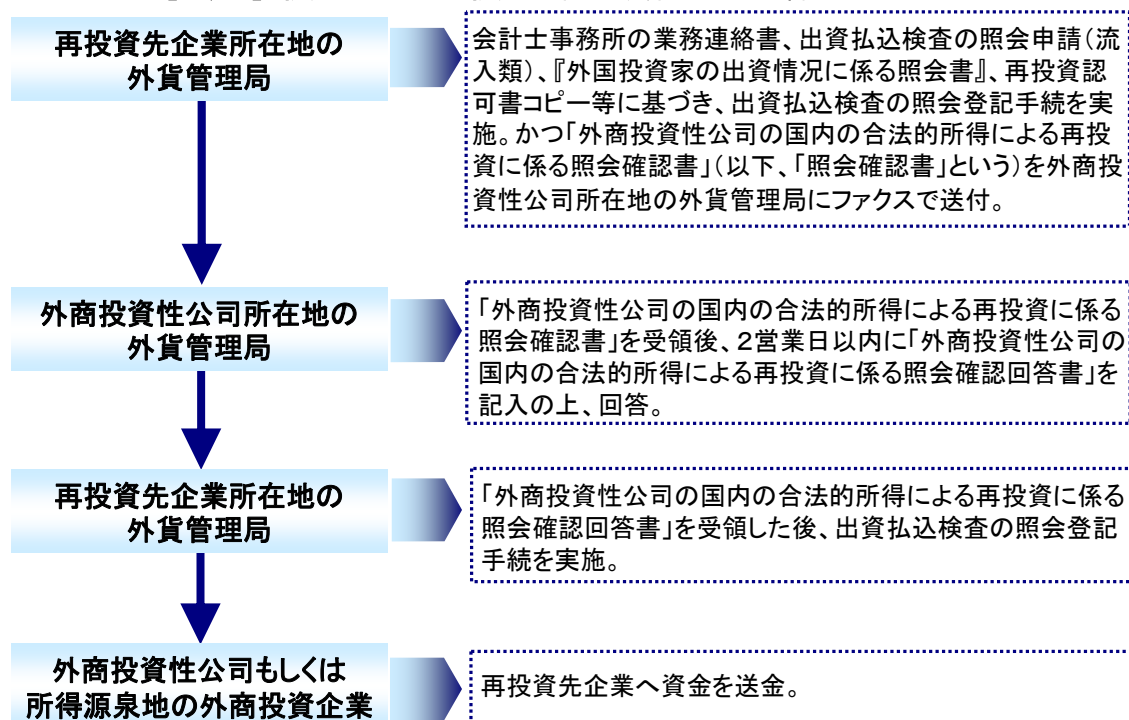
¹ 非居住者企業が居住者企業から配当金を受け取る場合、原則として10%の源泉税が課税される(『企業所得税法』第3条第3項、第4条第2項、第19条および『企業所得税法实施条例』第91条)。ただし非居住者企業の所在国・地域と中国が租税協定などを締結し、当該協定に規定されている税率が10%よりも低い場合はその税率に基づき課税される(『協定における配当税率状況一覧表の公布に関する国家税務総局の通達』(国税函[2008]112号)参照)。

² 2009年度の税制改革によって、2009年4月1日以降の事業年度以降、日本企業が一定の要件を満たす外国子会社から受け取る剰余金の配当については、外国子会社配当益金不算入制度が適用される。配当益金不算入制度では、配当の95%は益金不算入のため課税されないものの、配当の5%は益金として課税対象となる(『法人税法』第23条の2①、『法人税法施行令』第22条の4②など参照)。また当該配当に係る源泉税は損金に算入されない(『法人税法』第39条の2)。

□ 投資性会社の再投資に係る外貨管理局での手続

『7号通達』では、投資性会社の合法的所得による再投資に、当該所得による増資を行った後に、再投資に係る手続を行うように義務付けたほか(第2条)、投資性会社の増資および再投資に係る関連当局での認可手続を行った後の外貨管理局における審査手続についても規定しています(第2～5条、図表2参照)。

【図表2】 投資性会社の再投資に係る外貨管理局での審査フロー



『7号通達』の施行に伴い、投資性会社の合法的所得による再投資に、当該所得の資本への組み入れが義務付けられたことにより、再投資の手続前に投資性会社の増資手続が必要になり、従前よりも関連当局での許認可手続が増え、手続が煩雑化。さらに新たな税コストも発生する可能性が高いなど、『7号通達』による規制は、投資性会社の運営に大きな影響を及ぼす内容となっています。そのため、今後、投資性会社による再投資を計画する場合には、慎重な対応が求められます。

ただし『7号通達』は国家外貨管理局から公布されたもので、商務部や国家税務総局といった、その他の関係当局からはまだ関連する規定が公布されていないなど、手続においてはまだ不明な点が残されており、引き続き関係当局の動向を注視していく必要があります。

『7号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および6ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局資本項目管理司

匯資函[2011]7号

『外商投資性会社の再投資に関連する出資払込検査の照会に係る問題の
オペレーションガイドライン公布についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局資本項目管理处
(もしくは関連処):

外商投資性会社の国内投資に関連する認可およびその投資先企業の出資払込検査の照会手続をさらに明確にするため、関連する事項に係るオペレーションガイドラインを制定する。ここに印刷・配布する。遵守・執行されたい。

1. 『商務部の外商投資による投資性会社設立に関する補充規定』(商務部令[2006]第3号)の関連規定に基づき、外商投資性会社が国内の合法的所得(人民元利益、減資、清算、資本撤退、持分譲渡、投資先行回収もしくはその他の合法的国内所得等を含む)を使用して国内企業への再投資を実施する場合、すべて、外商投資性会社所在地の外貨管理局は事前に、国外投資家による人民元利益等の国内の合法的所得を使用した当該会社の登録資本増加に係る資本項目外貨業務認可書(以下、「再投資認可書」という)を発行する。
2. 外商投資性会社は国内の合法的所得を登録資本に組み入れて増資を行った後、関連法規に基づき国内企業への再投資を行うことができる。

外商投資性会社が国内企業への再投資を行う場合、再投資先企業所在地の外貨管理局は会計士事務所の業務連絡書および出資払込検査の照会申請(流入類)、『外国投資家の出資状況に係る照会書』、再投資認可書コピー等の文書に基づき、相応する出資払込検査の照会登記手続を行うことができ、かつ「外商投資性会社の国内の合法的所得による再投資に係る照会確認書」(以下、「照会確認書」という、添付文書1参照)を遅滞なく外商投資性会社所在地の外貨管理局にファクスで送付しなければならない。

3. 外商投資性会社所在地の外貨管理局は照会確認書を受領後、2営業日以内に「外商投資性会社の国内の合法的所得による再投資に係る照会確認回答書」(以下、「照会確認回答書」という、添付文書2参照)を記入の上、回答しなければならない。
4. 再投資所在地の外貨管理局は照会確認回答書を受領した後、現行の規定に基づき、遅滞なく相応する出資払込検査の照会登記手続を行う。

5. 外商投資性会社が国内の合法的所得を使用して国内のその他企業に対して再投資を実施する場合、資本への組み入れによる増資および再投資に係る認可手続を行った後、外商投資性公司もしくはその国内の合法的所得の源泉地の外商投資企業によって再投資を必要とする国内企業に直接、資金を振り替えることができる。
6. 外商投資性会社の再投資先である国内企業が、外貨利益を外商投資性会社に振り込む場合、『外商投資企業外貨登記証』、董事会利益分配決議書および税金完納証明書等を持参して、直接、外貨指定銀行で振替手続を行うことができる。

以上

添付文書1 : 外商投資性会社の国内の合法的所得による再投資に係る照会確認書(略)

添付文書2 : 外商投資性会社の国内の合法的所得による再投資に係る照会確認回答書(略)

国家外貨管理局資本項目管理司

2011年3月29日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 佐藤直昭 】

国家外汇管理局资本项目管理司

汇资函[2011]7 号

《关于下发外商投资性公司再投资所涉验资询证有关问题操作指引的通知》

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局资本项目管理处（或相关处）：

为进一步明确外商投资性公司境内投资所涉核准和其所投资企业的验资询证手续，特制订有关事项的操作指引。现印发给你们，请遵照执行。

一. 根据《商务部关于外商投资举办投资性公司的补充规定》（商务部令[2006]第 3 号）的有关规定，外商投资性公司以境内合法所得（含人民币利润、减资、清算、撤资、转股、先行回收投资或其他合法境内所得等）再投资境内企业时，均先由外商投资性公司所在地外汇局出具境外投资者以人民币利润等境内合法所得增加该公司注册资本的资本项目外汇业务核准件（以下简称再投资核准件）。

二. 外商投资性公司将境内合法所得转增为注册资本后，可以按相关法规再投资境内企业。

外商投资性公司再投资境内企业时，再投资企业所在地外汇局可凭会计师事务所工作联系函及验资询证申请（流入类）、《外国投资者出资情况询证函》、再投资核准件复印件等文件，办理相应的验资询证登记手续，并应将“外商投资性公司境内合法所得再投资询证查询函”（以下简称询证查询函，见附件 1）及时传真至外商投资性公司所在地外汇局。

三. 外商投资性公司所在地外汇局收到询证查询函后 2 个工作日内应填写“外商投资性公司境内合法所得再投资询证查询回函”（以下简称询证查询回函，见附件 2）并回复。

四. 再投资所在地外汇局收到询证查询回函后，按现行规定及时办理相应的验资询证登记手续。

五. 外商投资性公司将境内合法所得再投资境内其他企业的，在办妥转增资和再投资核准手续后，可由外商投资性公司或其境内合法所得来源地的外商投资企业将资金直接划转至所需再投资的境内企业。

六. 外商投资性公司再投资的境内企业将外汇利润汇回外商投资性公司的，可持《外商投资企业外汇登记证》、董事会利润分配决议书和完税证明等直接在外汇指定银行办理划转手续。

特此通知。

- 附件： 1. 外商投资性公司境内合法所得再投资询证查询函（略）
2. 外商投资性公司境内合法所得再投资询证查询回函（略）

国家外汇管理局资本项目管理司

二〇一一年三月二十九日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。